

研究不正防止のための責任と権限の公表について
機関内の責任体系の明確化

東京保健医療専門職大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）第 1 節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

「公的研究費の管理・運営」	「研究活動における不正行為等の防止」
＜最高管理責任者＞ ・ 職 名 学長 ・ 責任と権限 大学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。具体的には、不正使用防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理・運営を行えるよう必要な措置を講じる。	＜最高管理責任者＞ ・ 職 名 学長 ・ 責任と権限 研究活動における不正行為等について最終責任を負う。 基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する教授会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
＜統括管理責任者＞ ・ 職 名 副学長 ・ 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正防止対策の組織横断的な体制を総括する。具体的には、不正使用防止対策の基本方針に基づき、具体的な公的研究費の管理、運営対策を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。	＜統括管理責任者＞ ・ 職 名 副学長 ・ 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為等を防止するための具体的な対策を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。
＜コンプライアンス推進責任者＞ ・ 職 名 学部長 事務局長 ・ 責任と権限 公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。具体的には、統括管理責任者の指示の下、不正使用防止対策の実施及び実施状況の確認、大学内におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する定期的な啓発活動の実施、公的研究費の執行を適正に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しその結果について実施状況を統括管理責任者に報告する。	

「公的研究費の管理・運営」	「研究活動における不正行為等の防止」
<コンプライアンス推進副責任者> ・ 職 名 副学部長 各学科長 ・ 責任と権限 研究活動を管理監督又は指導する学部、学科等において、コンプライアンス推進責任者を補佐する。	
	<研究倫理教育責任者> ・ 職 名 学長が指名した専任教員 ・ 責任と権限 統括管理責任者の指示の下、研究活動における不正行為等を防止するため、構成員に対して研究倫理教育を実施し、受講状況を把握する。コンプライアンス推進責任者と連携し、研究倫理教育を推進し、受講状況を統括管理責任者に報告する。